

様式第 1 号（別紙 1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 第 2 期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、秋田県及び八峰町から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に八峰町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に八峰町以外の市区町村に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額